

米国税関国境保護局(CBP)によるウイグル強制労働防止法(UFLPA)に関する
ウェビナーにおける質疑応答の概要

法律の執行開始日・適用範囲

- UFLPA に基づく執行(輸入禁止措置)は法律の条文どおり6月21日に始まるのか。産業界に法令順守のための時間を与えるために執行を後ろ倒しにする予定はないか。
→法律の条文どおり6月21日に執行を開始する。CBPはそのためのリソースを有している。
- 6月21日の執行開始直後、CBPは特定の産業や企業に焦点を当てて法執行を行うのか。
→トマトやポリシリコン、綿など強制労働のリスクが高い分野はあるが、特定の産業に限定せず、全面的に法執行を行う。
- 輸入する製品に新疆ウイグル自治区に関わる原材料や部品がわずかでも含まれていれば、UFLPA に基づく輸入禁止措置の対象になると理解してよいのか。
→理解のとおり。UFLPA にデミニミス規定(規制に抵触する原材料・部品の金額または数量が製品全体に占める割合が少数の場合の例外措置)はない。
- EC プラットフォームを通じた少額輸入品にも UFLPA は適用されるのか。
→適用され得る。法律では輸入額の基準は設けていない。

輸入手続き

- UFLPA に基づき貨物が差し止められた場合、CBP から通知が来るのか。
→貨物を差し止めた際には、WRO の場合と同様、輸入した港の税関から輸入者または通関業者に通知を送る(注1)。
(注1)UFLPA に基づく輸入差し止めに伴う手続きは[合衆国法典第19編1499条](#)に従う。同条(C)では、貨物差し止めから5日以内(土日と祝日を除く)に税関は輸入者に差し止め理由などを記した通知を送ると規定されている。
- 輸入物品が強制労働に依拠していないことを証明するための「明白で説得的な証拠」の具体的な内容は何か。
→「明白で説得的な証拠」は自社のサプライチェーンが強制労働に関わっていないことを証明する書類となる。詳細は[輸入者向けガイダンス](#)で明らかにする。なお、2017年に成立した「[敵対者に対する制裁措置法\(CAATSA\)](#)」の321条(b)では、CBP 局長が強制労働などによって製造された製品でないと判断した場合を除き、北朝鮮国民の労働によって全体または一部が採掘、生産または製造された製品は、1930年関税法307条に基づき原則として輸入が禁止されると規定している。同条では、UFLPA と同様に「明白で説得的な証拠」による輸入禁止措置の例外を定めている。税関裁定オンライン検索システム(CROSS)では [CAATSA に関する CBP の過去の裁定](#)が確認できるため、関連情報として参考になるだろう(注)。
(注)[DHS はウェブページ](#)で、CAATSA に関する「よくある質問」を公表している。
- 輸入物品が UFLPA の適用対象外であることを示すのと、輸入例外申請はどう違うのか。
→前者の場合は、輸入物品に新疆ウイグル自治区産の構成品が一切含まれておらず、かつ UFLPA の執行戦略で特定された事業者が生産に関与していないことを証明する必要がある。後者の場合は、輸入物品に新疆ウイグル自治区が関与しているが、強制労働に依拠していないことを証明する必要がある。

- 原産国が中国である一方、輸出元国が中国以外の場合、税関に提出する情報の基準は変わるのか。
→原産国や輸出元国にかかわらず、同じ基準を適用する。
- 製品サプライヤーに製品のサプライチェーンに関する情報照会を行った際に、同サプライヤー所在国の法律によって情報が開示できないと断られた場合は、どう扱われるのか。
→その場合でも、「明白で説得的な証拠」が得られなかったということで差し止め対象となる。
- UFLPA に基づき輸入貨物が差し止められた場合、輸入者が提出した書類の審査にかかる時間はどれくらいになる見込みか。
→輸入者が提出する書類の種類によるため明確な回答はできない。審査の迅速化のため、書類を提出する際は関連する情報を秩序立てて提出してほしい。また、提出書類の目的を明確にしてほしい。輸入物品が強制労働に依拠していないことを示す情報なのか、それとも輸入物品が新疆ウイグル自治区以外で生産されているなどの理由で UFLPA の対象ではないことを示す情報なのかを明確に説明してほしい。書類の性質によっては税関から必要に応じて照会が入る可能性もある。
- 特定の製造者の物品について、ある輸入者が輸入例外を認められた場合、他の輸入者がその製造者から輸入した場合にも輸入例外は認められるのか。
→輸入例外申請は特定のサプライチェーンにおける特定の貨物にのみ認められる。そのため、ある輸入者に認められた輸入例外が他の輸入者にも適用されるわけではない。
- 輸入例外が認められた輸入者が使用した製造者やサプライヤーのリストを公開する予定はあるか。
→現時点でその予定はない。
- 一度輸入が認められた後に UFLPA 違反が発覚した場合、輸入物品の返還命令 (Demand for Redelivery) が出ることはあるのか。
→あり得る。CBP は輸入後 30 日以内であれば、返還命令を出す権限がある。
- UFLPA に基づく輸入例外に関して事前教示制度を利用できるか。
→利用できる予定。

その他

- CBP の「輸入者向けガイダンス」と国土安全保障省 (DHS) が 6 月 21 日に公表予定の「執行戦略」の関係性は。
→執行戦略は UFLPA で連邦議会が要請している特定の項目に対応する文書。一方、輸入者向けガイダンスは輸入プロセスに関わる実務者向けに作成されている。それぞれ違う目的を持つが、補完関係にある。
- 強制労働への関与を報告された事業者について、CBP はどう評価するのか。
→CBP は差し止めるべき貨物を効率的かつ効果的に絞るため、複数の情報源を基に重層的に判断する。

- 直接海外から輸入していない(輸入品を間接的に購入している)米国内企業にとって、UFLPA はどのような影響があるか。
 - 輸入品が UFLPA に違反した場合に商品の入手可能性に影響するため、輸入に直接関係していない企業も UFLPA に伴うサプライチェーンリスクを認識する必要がある。

(出所)CBP ウェビナー第 1 回(2022 年 6 月 1 日)、第 2 回(6 月 7 日)、第 3 回(6 月 16 日)から作成